

千防保育所 指定管理者募集要項

参 考 資 料

令和 7 年 7 月

北九州市 子ども家庭局 子ども家庭部

こども施設企画課

参 考 資 料 一 覧

1. 地方自治法（抜粋）
2. 地方自治法施行令（抜粋）
3. 児童福祉法（抜粋）
4. 子ども・子育て支援法（抜粋）
5. 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）
6. 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）
7. 北九州市児童福祉施設の設置及び運営の基準に関する条例（抜粋）
8. 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）
9. 個人情報保護に関する法律（抜粋）
10. 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（抜粋）
（令和7年4月11日付 こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）
11. 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」
（令和7年4月11日付 こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）
12. 令和7年度当初 公定価格単価表
13. 施設型給付費の積算について
14. 令和7年度 民間保育所運営補助金交付基準
15. 指定管理に係る経費について
16. 令和6年度 電気使用量・光熱水費の実績
17. 北九州市特別保育事業助成金交付基準表（令和7年4月）
18. 第三者評価事業実施概要
19. 入所児童数（令和6年度実績、令和7年4月時点）
20. 延長保育利用状況（令和6年度実績）
21. 一時保育利用状況（令和6年度実績）
22. 保育所の概況
23. 図面（位置図、平面図）

○ 地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、

実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正)
(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(昭三八法九九・追加)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(昭三八法九九・追加、平一一法一六〇・平一五法八一・平二六法六九・平二九法二五・一部改正)

○ 地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正）

○児童福祉法（抜粋）

（昭和二十二年十二月十二日）

（法律第百六十四号）

令和元年六月二六日第四六号改正現在

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限る、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

（平二四法六七・全改）

第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

② 幼保連携型認定こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、認定こども園法の定めるところによる。

（平二四法六七・追加）

○子ども・子育て支援法（抜粋）

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

令和元年五月一七日法律第七号改正現在

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該教育・保育給付認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

- 4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準(特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(令元法七・一部改正)

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- 一 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る。)から特別利用保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育(地域型保育を除く。)をいう。以下同じ。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。))。

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)から特別利用教育(教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。)を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))

3 内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

- 4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費(第一項第一号に係るものを除く。第四十条第一項第四号において同じ。)の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(令元法七・一部改正)

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

- 4 内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者を支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準(特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(令元法七・一部改正)

(特例地域型保育給付費の支給)

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育(第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用又は第四号に規定する特例保育(第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下「保育認定子ども」という。)に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

- 一 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。
- 二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。))。

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育(特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。)を受けたとき(地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。))。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育(特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。)を受けたとき。

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。) 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費

用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費(第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。)の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(令元法七・一部改正)

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。))及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(平二八法四七・平三〇法六六・令元法七・一部改正)

(特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(平三〇法六六・令元法七・一部改正)

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る教育・保育給付認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第四項及び第五十八条の三第一項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。
- 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(平三〇法六六・令元法七・一部改正)

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準(以下「教育・保育施設の認可基準」という。)を遵守しなければならない。

- 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内に所在する認定こども園(都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。))については、当該指定都市等。以下この号において同じ。)の条例で定める要件(当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。)、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。))又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定こども園が幼保連携型認定こども園(認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。))である場合に限る。)
- 二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準(第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。)(幼稚園に係るものに限る。)

- 三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県(指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))の区域内に所在する保育所(都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。))については、当該指定都市等又は児童相談所設置市の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。)を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 特定教育・保育施設に係る利用定員(第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第一号において同じ。)
- 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(平二九法二五・平三〇法六六・令元法七・一部改正)

○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（昭49条例33・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業のための施設その他これに準ずる施設をいう。

（昭55条例3・平12条例56・令元条例23・一部改正）

（設置）

第3条 市は、別表第1のとおり社会福祉施設を設置する。

（使用又は利用の許可）

第3条の2 社会福祉施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる社会福祉施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 社会福祉施設の設置の目的に反するとき。
- （3） 社会福祉施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、社会福祉施設の管理上支障があると認められるとき。

（平15条例65・追加）

（使用又は利用の許可の取消し等）

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- （1） 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- （2） この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- （3） 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

（平15条例65・追加）

（使用料及び手数料）

第4条 市は、別表第2の左欄に掲げる社会福祉施設の使用につき、同表の中欄及び右欄に定める使用料を徴収する。

2 市は、別表第3の左欄に掲げる社会福祉施設に関する事務で特定の者のためにするもの

につき、同表の中欄に定める手数料を徴収する。

(昭59条例8・平12条例14・平15条例9・平18条例44・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(昭59条例8・一部改正)

(利用料金)

第6条 別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設を利用しようとする者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の措置、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第2号の措置、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は第2項の措置及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4又は第16条第1項の措置に係る者を除く。)は、当該社会福祉施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該社会福祉施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第4の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(平12条例14・追加、平15条例9・平15条例65・平18条例18・平18条例44・一部改正)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(平12条例14・追加、平15条例65・一部改正)

(使用又は利用の制限等)

第8条 市長は、社会福祉施設の使用又は利用者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その使用又は利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(昭49条例33・平10条例50・一部改正、平12条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(指定管理者)

第9条 市長は、社会福祉施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会福祉施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(昭49条例33・平3条例23・一部改正、平12条例14・旧第7条繰下、平15条例65・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該社会

福祉施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター(入所の機能を有するものに限る。)の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

- 3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該社会福祉施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平15条例65・追加、平20条例35・平22条例21・平24条例14・平27条例33・令2条例40・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会福祉施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会福祉施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平15条例65・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、社会福祉施設の管理を行わなければならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会福祉施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる社会福祉施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該社会福祉施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該社会福祉施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使

用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

- 3 第1項の場合において、当該社会福祉施設が別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設であるときは、市は、当該社会福祉施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

- 4 別表第4の規定は、前項の使用料について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12条例14・旧第8条繰下)

(罰則)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(昭59条例8・一部改正、平12条例14・旧第9条繰下・一部改正)

別表第1 (第3条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
保育所	児童福祉法第39条の定めるところによる。	北九州市立 小倉北ふれあい保育所 (乳児部) (夜間部)	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
		〃 北方〃	〃 小倉南区北方二丁目16番10号
		〃 千防〃	〃 戸畑区千防一丁目1番15号

○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平12規則60・一部改正）

（供用時間及び休業日）

第2条 社会福祉施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

（昭49規則43・平12規則60・平13規則60・一部改正）

（保育所及びへき地保育所の使用料の徴収）

第2条の2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号。以下「条例」という。）別表第2に規定する保育所及びへき地保育所の使用料のうち、子どもの保護者又は扶養義務者から徴収する額（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年北九州市規則第20号）第3条の利用者負担額の額
 - （2） 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第4条第1項の利用者負担額の額
 - （3） 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた子ども 零
 - （4） 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を受けた子ども 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第6条第4項の利用者負担額の額
- 2 北九州市子ども・子育て支援法施行細則第8条第2項の規定の適用がある場合における保育料の額は、前項第1号、第2号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定により定める利用者負担額の額とする。
- 3 保育料の滞納処分に関する事務のうち、次に掲げる国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限については、保育料の滞納処分に関する事務に従事する職員に委任する。この場合においては、当該職員に北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）第4条に規定する児童福祉措置費等徴収職員証を交付する。
- （1） 滞納者の財産を調査するための滞納者等への質問又は検査に関すること。
 - （2） 滞納者等の住居等の搜索に関すること。
 - （3） 滞納者の財産の差押えに関すること。

（平27規則22・追加、令元規則27・一部改正）

（設備・器具使用料及び駐車場使用料）

第3条 条例別表第2の障害者体育施設の駐車場使用料並びに福社会館の設備・器具使用

料及び駐車場使用料に係る規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(平14規則79・追加、平16規則105・平24規則10・平27規則22・一部改正)

(設備・器具の額)

第4条 条例別表第4の子どもの館及び子育てふれあい交流プラザの設備・器具に係る規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(平13規則60・追加、平14規則79・旧第3条繰下・一部改正、平17規則112・一部改正)

(利用料金の額の承認の告示)

第5条 市長は、条例第6条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平12規則60・追加、平13規則60・旧第3条繰下・一部改正、平14規則79・旧第4条繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第6条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第9条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(平16規則3・追加、平20規則49・一部改正)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第7条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平16規則3・追加、平20規則65・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第8条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平12規則60・追加、平13規則60・旧第4条繰下、平14規則79・旧第5条繰下、平16規則3・旧第6条繰下・一部改正、平20規則49・一部改正)

(指定管理者の事業報告)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する社会福祉施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平16規則3・追加)

(雑則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12規則60・旧第3条繰下、平13規則60・旧第5条繰下、平14規則79・旧第6条繰下、平16規則3・旧第7条繰下)

○北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

平成24年12月19日

条例第64号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「児童福祉施設」とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設及び児童家庭支援センターをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、北九州市社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第6条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重してその運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分考慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、これに対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条の2 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する児童福祉施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令5条例15・追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

(令5条例15・追加)

(職員の一般的要件)

第8条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(令5条例15・一部改正)

(入所者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童等に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(平31条例8・令5条例15・一部改正)

第13条 削除

(令5条例15)

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(令5条例15・追加)

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(令5条例15・一部改正)

(食事)

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において入所者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 入所者に提供する食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 入所者に提供する食事の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本となる食育の推進に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第16条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条及び第13条に規定する健康診断並びに同法第17条に規定する健

健康診断の方法及び技術的基準等に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続を執ることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所者の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

(平26条例55・一部改正)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第17条 乳児院、母子生活支援施設及び児童養護施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(令6条例16・令6条例48・一部改正)

(内部の規程)

第18条 児童福祉施設（保育所を除く。）は、次に掲げる事項のうち必要なものについて規程を設けなければならない。

- (1) 入所者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる事項について規程を設けなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、保育所の運営に関して重要な事項

(平26条例55・一部改正)

(帳簿の整備)

第19条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第21条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院及び児童養護施設は、前項の必要な措置として苦情の公正な解決を図るために、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県及び市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（平26条例55・一部改正）

（暴力団員等の排除）

第22条 児童福祉施設は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- （1） 当該児童福祉施設の設置者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（法第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。以下この条において同じ。））又は当該児童福祉施設の長が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。
- （2） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- （3） 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められること。
- （4） 当該児童福祉施設の設置者（その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該児童福祉施設の長が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- （5） 当該児童福祉施設の設置者又は当該児童福祉施設の長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

（平26条例55・平31条例8・令6条例41・一部改正）

【第2章から第4章まで省略】

第5章 保育所

（設備の基準）

第46条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につきそれぞれ3.3平方メートル以上であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。

以下このアにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段のうち建築物の1階から2階までの部分の構造は、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する要件を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段のうち建築物の1階から3階までの部分の構造は、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段のうち建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分の構造は、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、当該施設及び設備のいずれかから保育室等までの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(平26条例55・平28条例33・令元条例43・一部改正)

(保育所の設備の基準の特例)

第47条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設けるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮した調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 当該保育所が定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(令7条例18・一部改正)

(職員)

第48条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1施設につき2人を下ることはできない。

(平26条例55・令6条例26・一部改正)

(保育時間)

第49条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第50条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。

(令6条例16・一部改正)

(保護者との連絡)

第51条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第52条 保育所は、自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

(平26条例55・全改)

【第6章から第9章まで省略】

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する乳児院又は児童養護施設（児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年改正省令」という。）の施行の際現に存した乳児院又は児童養護施設（平成23年改正省令の施行の際建築中のものを含み、平成23年改正省令の施行後に全面的に改築されたものを除く。）に限る。）については、第27条第1号又は第58条第1号の規定にかかわらず、平成23年改正省令第1条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「旧基準」という。）第19条第1号又は第41条第1号の規定を適用する。

(平26条例55・旧第8項繰上)

3 この条例の施行の際現に存する乳児院又は児童養護施設（平成23年改正省令の施行の際現に存した乳児院又は児童養護施設（平成23年改正省令の施行の際建築中のものを含み、平成23年改正省令の施行後に増築され、

又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)については、第27条第2号又は第58条第2号の規定にかかわらず、旧基準第19条第2号又は第41条第2号の規定を適用する。

(平26条例55・旧第9項繰上)

- 4 第29条第4項、第38条第3項、第55条第2項第6号ア及びイ、第59条第4項並びに第61条第4号及び第5号に規定する大学は、大学令(大正7年勅令第388号)の規定による大学を含み、第40条第5号、第55条第2項第4号及び第61条第8号に規定する高等学校は、中等学校令(昭和18年勅令第36号)第1条に規定する中等学校を含むものとする。

(平26条例55・旧第10項繰上)

- 5 この条例の施行の際現に乳児院又は児童養護施設の長(児童福祉最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第110号)の施行の際乳児院又は児童養護施設の長であった者であって、引き続き当該乳児院又は児童養護施設の長である者に限る。)については、第31条第1項又は第60条第1項の規定にかかわらず、当該乳児院又は児童養護施設の長である者とみなす。

(平26条例55・旧第11項繰上)

- 6 この条例の施行の際現に存する保育所の建物(建築中のものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に係る第46条第2号の規定の適用については、第46条第2号中「それぞれ3.3平方メートル以上」とあるのは「乳児室においては1.65平方メートル以上、ほふく室においては3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。

(平26条例55・旧第12項繰上)

- 7 第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を1人に限って保育士とみなすことができる。ただし、乳児3人以下を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(平26条例55・旧第13項繰上・一部改正、平27条例44・令5条例15・一部改正)

付 則 (平成26年6月25日条例第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則 (平成26年10月7日条例第55号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第13項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第6号で平成27年4月1日から施行)

付 則 (平成27年10月16日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年6月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年3月26日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条、第22条第4号、第23条第2項及び第29条第2項の改正規定、同条第4項の改正規定（「いう。」の次に「第55条第2項第6号エ及び第61条第7号を除き、」を加える部分に限る。）、第40条第1号の改正規定（「地方厚生局長（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条に規定する地方厚生局長をいう。）又は地方厚生支局長（同法第19条に規定する地方厚生支局長をいう。）（以下「地方厚生局長等」という。）が」を「都道府県知事の」に改める部分に限る。）、第55条第2項第1号の改正規定、同項第5号の改正規定（「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える部分に限る。）、第59条第2項及び第61条第1号の改正規定、同条第9号の改正規定（「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える部分に限る。）並びに第69条第2項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 2 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則 (令和元年12月20日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第29条第4項の改正規定、第31条第1項第4号アの改正規定（「法第12条の3第2項第4号に規定する」及び「（以下「児童福祉司」という。）」を削る部分に限る。）、第38条第3項、第55条第2項第6号イ及び第59条第4項の改正規定並びに第71条を第72条とし、第9章中同条の前に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設（以下「乳児院等」という。）の長である者は、改正後の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長である者とみなす。

付 則（令和5年3月30日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2第1項に規定する児童福祉施設（保育所を除く。）についての同条（第3項を除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、保育所は、改正後の第7条の3第2項のブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、ブザー等を備えないことができる。この場合において、保育所は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、同条第1項に定める所在の確認（児童の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

付 則（令和6年3月26日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条各号列記以外の部分、第31条、第39条、第50条及び第60条の改正規定並びに付則第2項及び第3項は、公布の日から施行する。

（北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 2 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

- 3 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

付 則（令和6年6月24日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第48条第2項の規定並びに第2条の規定による改正後の北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定を適用した場合において、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後のこれらの規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第48条第2項の規定並びに第2条の規定による改正前の北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

付 則 (令和6年12月20日条例第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

付 則（令和6年12月20日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年3月31日条例第18号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第47条第2号の改正規定（「市町村等」を「市等」に改める部分に限る。）及び同条例第59条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

○北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

平成26年10月7日 条例第54号

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第5条）

第2節 運営に関する基準（第6条―第35条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第36条・第37条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第38条）

第2節 運営に関する基準（第39条―第51条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）

第4章 雑則（第54条・第55条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次に定めるもののほか、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。

- （1） 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- （2） 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(令元条例 25・一部改正)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）

は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(令元条例 25・一部改正)

(暴力団員等の排除)

第4条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該特定教育・保育施設の設置者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。以下この条において同じ。））若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等）若しくは当該特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等をその業務（特定地域型保育事業者にあっては、その特定地域型保育事業所

の業務をいう。以下この号において同じ。)に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。

- (3) 暴力団員等によりその運営(特定地域型保育事業者にあつては、その特定地域型保育事業所の運営をいう。)について支配を受けていると認められること。
- (4) 当該特定教育・保育施設の設置者(その者が法人である場合にあつては、その役員等を含む。次号において同じ。)若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員等を含む。次号において同じ。)若しくは当該特定地域型保育事業所の管理者が、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 当該特定教育・保育施設の設置者若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者若しくは当該特定地域型保育事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(令元条例25・令6条例41・一部改正)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第5条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(令5条例8・一部改正)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(令元条例25・令5条例14・一部改正)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 特定教育・保育施設は、第2項又は前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保

育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(令元条例 2 5 ・ 令 5 条例 8 ・ 一部改正)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 8 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第 4 2 条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(令元条例 2 5 ・ 令 5 条例 8 ・ 一部改正)

(受給資格等の確認)

第 9 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 1 9 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(平 3 0 条例 1 9 ・ 令元条例 2 5 ・ 令 5 条例 8 ・ 一部改正)

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第 1 0 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の 3 0 日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(令元条例 2 5 ・ 一部改正)

(心身の状況等の把握)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(令元条例25・一部改正)

(小学校等との連携)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(令元条例25・一部改正)

(特定教育・保育の提供の記録)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第14条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けること

ができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

- （ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円
- （イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。（ア）において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当する提供を除く。）

- （ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者
- （イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(令元条例25・令5条例8・一部改正)

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第15条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(令元条例25・一部改正)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要領又は指針に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号に掲げる要領及び第4号に掲げる指針

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）第50条に規定する内閣総理大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（平30条例19・令5条例8・令6条例15・令6条例16・一部改正）

（特定教育・保育に関する評価等）

第17条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

（令元条例25・一部改正）

（相談及び援助）

第18条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（令元条例25・一部改正）

（緊急時等の対応）

第19条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（令元条例25・一部改正）

（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）

第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(令元条例 25・一部改正)

(運営規程)

第 21 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる事項について規程（第 24 条において「運営規程」という。）を設けなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第 14 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 5 条第 2 項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定による選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関して重要な事項

(令元条例 25・令 5 条例 8・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第 22 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質を向上させるための研修の機会を確保しなければならない。

(令元条例 25・一部改正)

(利用定員の遵守)

第23条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示等)

第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(令6条例15・一部改正)

(教育・保育給付認定子どもの平等取扱い)

第25条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(令元条例25・一部改正)

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(令元条例25・一部改正)

第27条 削除

(令5条例14)

(秘密保持等)

第28条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(令元条例 25・一部改正)

(情報の提供等)

第29条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(令元条例 25・一部改正)

(利益供与等の禁止)

第30条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応等)

第31条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(令元条例25・一部改正)

(地域との連携等)

第32条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析に基づく改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に際して事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に際して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(令元条例25・一部改正)

(会計の区分)

第34条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第35条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第1項各号に定める要領又は指針に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第13条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第20条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令元条例25・一部改正)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び

第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(令元条例25・令5条例8・令6条例15・一部改正)

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」

とする。

(令元条例25・令5条例8・令6条例15・一部改正)

【 第3章から第4章省略 】

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第6号で平成27年4月1日から施行)

(特定保育所に関する特例)

- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第14条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第20条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第20条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第7条及び第8条の規定は適用しない。

(令元条例25・一部改正)

- 3 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(利用定員に関する経過措置)

- 4 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第38条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(令元条例25・旧第6項繰上)

付 則 (平成30年3月30日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和元年9月30日条例第25号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月30日条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年3月26日条例第15号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第2号、第36条第3項後段、第37条第3項後段、第51条前段並びに第54条第2項第2号及び第6項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年3月26日条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条各号列記以外の部分、第31条、第39条、第50条及び第60条の改正規定並びに付則第2項及び第3項は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年12月20日条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は

それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

○ 個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（令三法三七・追加・一部改正）